【様式２】

誓　　約　　書

令和 　年 　月 　日

大阪市西成区長 様

住所又は

事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名 印

「令和６年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託」にかかる公募型プロポーザルへの参加申請にあたり、次の事項について誓約します。

記

１　誓約事項（該当項目にチェックをすること）

□　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないものであること。

□　参加申込される法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

□　次の大阪市入札参加有資格者名簿の承認種目の入札参加条件をいずれも有していること。（※共同体の場合は、代表者となる事業者のみ。）

□①令和４・５・６年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に承認種目「13 その他代行（大分類） 17 各種施策研究・調査（中分類）01 各種施策研究・調査（小分類）」で登録していること。

□②令和５・６・７年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に承認種目「500 建設コンサルタント（業務種別） 511 都市計画及び地方計画（登録部門）」で登録していること。

□　参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

□　参加申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

□　宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

□　その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

□　経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。

□　適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

□　過去10年間に国や地方公共団体から受託したまちづくり構想にかかる業務の履行実績があること。（※共同体の場合は、代表者となる事業者のみ。）

□　業務責任者として下記Ⅰ及びⅡの条件を満たす者を配置できること。（※共同体の場合は、代表者となる事業者のみ。）

□Ⅰ　直接雇用関係を有していること。

□Ⅱ　下記ア～エの資格のいずれか一つを有し、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

□ア　技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択項目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

□イ　技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術管理部門（選択項目を「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

□ウ　上記ア・イと同様の能力と経験を有する者。（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）

□エ　ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録を受けている者。

【以下、共同体が事業者として申請を行う場合のみチェックをすること】

□　各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。

□　参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更をしないこと。

□　代表者は、募集要項５－１（１）～（11）の基準の全てを満たし、構成員は、募集要項５－１（１）、（２）、（４）～（９）の基準の全てを満たしていること。

□　構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

□　参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。

□　単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。

□　代表者及び構成員は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

※　共同体事業者の場合には、事業者ごとに本票を作成すること。

※　両面印刷で提出すること